

## 公立大学法人大阪に係る第 1 期中期計画（案）《概要 1》

本中期計画は、地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定に基づき、第 1 期中期目標を達成するための計画を法人が作成し、設立団体の長の認可を受けるもの。

認可にあたっては、地方独立行政法人法第 123 条第 1 項の規定により、設立団体の長が協議して認可する。

## &lt; 主な内容 &gt;

- 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置
- 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置
- 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置
- 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するために取るべき措置
- その他業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置
- 両大学の統合等に関する目標を達成するために取るべき措置

## 【 参 考 】

○地方独立行政法人法

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 - 4 (略)

(設立団体が 2 以上である場合の特例)

第123条 設立団体が 2 以上である地方独立行政法人に係る第14条第 1 項及び第 2 項、第17条第 2 項から第 3 項まで(これらの規定を第76条において準用する場合を含む。)、・・・(中略)・・・第122条第 1 項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 設立団体が 2 以上である場合において、第 6 条第 4 項、第13条第 4 項後段・・・(中略)・・・第87条の20第 4 項の規定により条例又は規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。